

## 社会福祉法人フレンド保育園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人フレンド保育園（以下「当法人」という）定款二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

### (役員等の報酬の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号において定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める金額

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

### (改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

### 付 則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別 表 1

役 職	報 酬	交際費	食事等
評議員	0 円	実費弁償	実費弁償
理事	0 円	実費弁償	実費弁償
監事	0 円	実費弁償	実費弁償
評議員選任・解任委員	無報酬	無報酬	無報酬